

追加質問事項への回答について

◇第2回家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会 当日質問への回答

1. 役員が子会社役員を兼任している場合の報酬

グループ会社の役員兼務分の報酬は、グループ会社ごとの自主的な判断で支払っているものですが、その額は日当程度もしくは無報酬であります。

2. 福利厚生費の効率化 [前回 (平成20年9月) 改定比較]

当社は、従来から、一般厚生費についても、財形施策の縮小や社宅・寮の削減、保養所の廃止など、柔軟に制度を見直し、不断の効率化に取り組んできた結果、部分自由化前 (平成11年度) と比べ、約74億円削減しております。

また、今回の申請にあたっては、保養所の全廃を実施するなど、さらに約4億円削減しております。

この結果、今回の申請における一人あたり一般厚生費の水準は **25.9** 万円と、全産業平均 (30.7 万円)、1,000 人以上平均 (31.1 万円) よりも低い水準となっております。

<第2回 家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会 資料5 P.10>

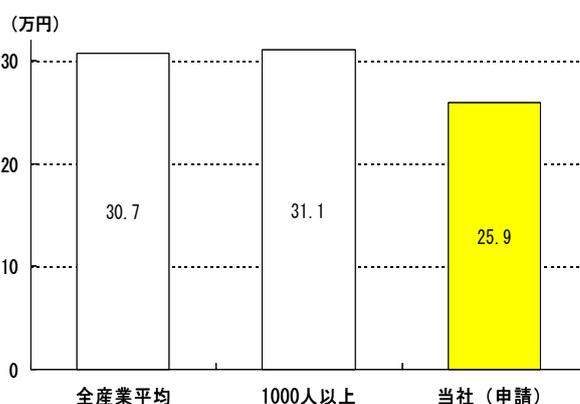
(平成25年1月24日)

一般厚生費の削減 (H11→今回申請)

①一般厚生費の削減(H11→H23年度)

[費用削減項目]	(金額)
財形施策の削減	▲64億円
保養所の廃止(12→2箇所)・文化体育費の削減およびカフェテリアプランへの仕組み替え	▲10億円
社宅・寮運営費の削減	▲2億円
[費用増加項目]	
メンタルヘルス対策、労働災害防止施策の拡充	+2億円
H11→H23 増減合計	▲74億円

[一般厚生費(一人あたり)の水準]



※「日本経団連 福利厚生費調査結果報告(H22年度)」より算出

②一般厚生費の削減(今回申請)

[費用削減項目]	(金額)
保養所の全廃(2→0箇所)、飲食施設の全廃(1→0箇所)、体育施設の廃止(6→1箇所)	▲4億円

※一般厚生費 (前回改定 : H20) 61億円 ⇒ (今回申請 : H25~27 平均) 57億円

3. 供給予備率の算出根拠

供給予備率につきましては、平成24年5月に昨夏の全国的な需給状況を検証するために国が設置した「需給検証委員会」において、瞬間的な電力の需要変動に対応するためには、最低でも3%の予備率を確保することが必要であり、①計画外の発電所トラブルによる供給力の低下や、②気温上昇（冬季においては、気温低下）による需要増を考えた場合には、更に5%前後の予備率が必要とされています。従って、安定的な電力供給のためには、合計して7～8%程度以上の予備率確保が望ましいとされています。

当社としても、お客さまに電気を安定してお届けするためには、少なくとも8%程度の予備率が必要と考えており、今回の申請にあたっては、出来る限り8%程度以上の予備率を確保することを前提としております。

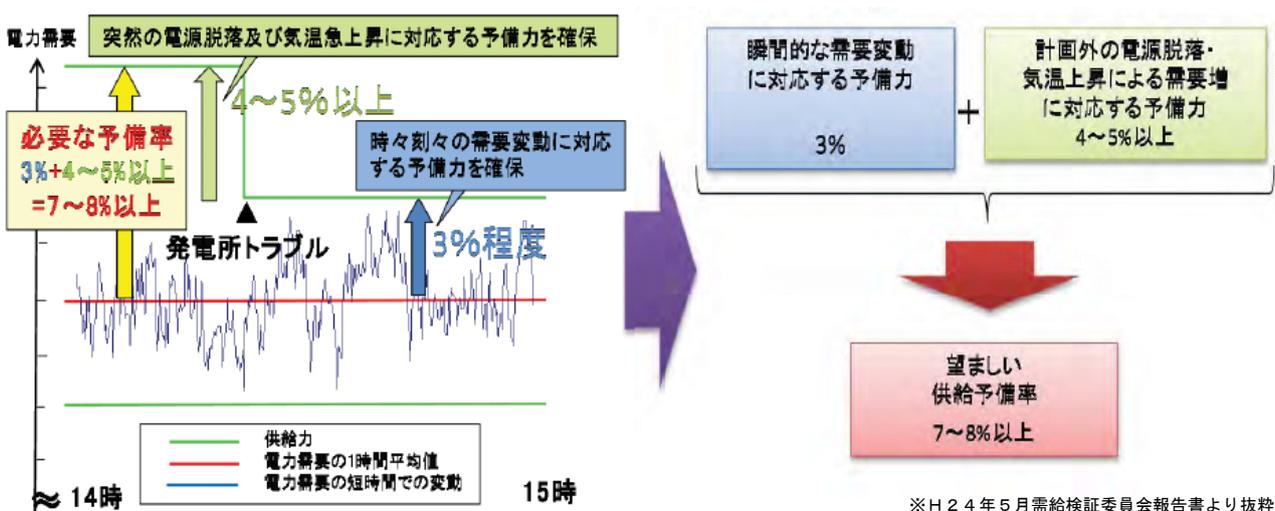
【平成24年5月需給検証委員会報告書より抜粋】

通常、瞬間的な電力の需要変動に対応するためには、最低でも3%の予備率を確保することが必要である。更に、①計画外の電源脱落、②気温上昇による需要増を考えた場合には、5%前後の予備率が必要となる。特に前者については、当該電力会社の管内で一番大きな発電所の出力も参考となる。

通常、需要期の1週間前までは、計画外の電源脱落と気温上昇による需要増に備えて、7～8%以上の予備率を見込んで計画を立てている。

<第2回 家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会 資料5 P.43>

(平成25年1月24日)



4. ステークホルダーの負担

現下の厳しい経済情勢の中、現行の電気料金では、大幅な費用の増加をまかなうことは極めて困難な状況であり、更なる徹底した経営効率化を前提とした上で、苦渋の決断として、お客さまに電気料金の値上げをお願いさせていただいております。

こうした中、株主の皆さまには、平成24年度期末配当予想について、中間配当に引き続き無配とさせていただき、また、取引先については、競争的発注方法の拡大などにより、発注価格を削減していくこととしております。

さらに、役員報酬については、平成24年10月から、役職位に応じて、20ないし30%を減額しており、従業員の給料手当についても、今回の原価算定にあたっては、メルクマールの基準に沿って平成23年度実績の790万円から664万円に16%削減しております。

平成25～27年度平均(原価算定期間)		
お客さま	値上げ申請	
	・規制部門 :平均11.88% ・自由化部門:平均19.23%	+1,310億円 +2,330億円

取引先	・購入電力料の削減 ・競争的発注方法の拡大等、発注価格の削減 ・工事内容の見直し等	▲1,320億円 (▲1,170億円)
地域社会	・寄付金、諸会費等の削減	▲30億円
役員	・役職位に応じて20~30%減額	▲350億円
従業員	・給料手当の削減 ・厚生施設の削減等	
合 計		▲1,700億円 (▲1,550億円)

※平成25～27年度欄の()内の数値は、費用換算後の値。

平成25年6月(予定)		
株主	・平成25年3月期決算 60円→0円(無配予定)	▲540億円

◇追加質問事項への回答

1. 人件費について

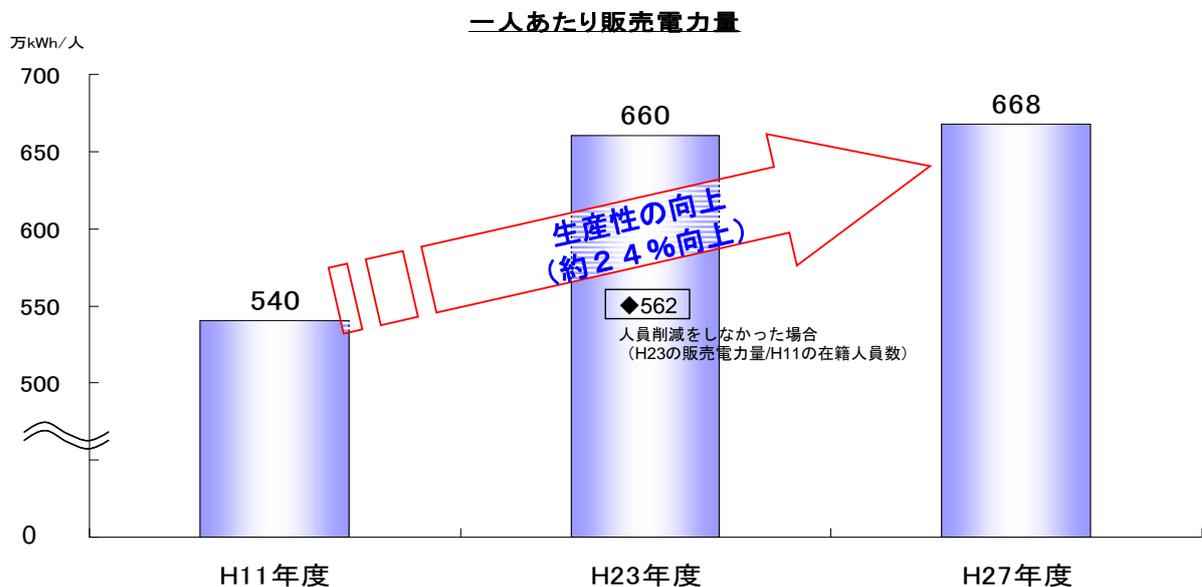
(1) 社員給与については、金額ベースによる比較だけではなく、一人当たりの売上高、付加価値や労働装備率など質的な面も加味されているか（東京電力に関する経営・財務調査委員会の指摘事項より）。

社員の給与については、一般電気事業供給約款料金審査要領に従い、一人あたり給料手当（超過労働給与を除く）をメルクマール水準（664万円）で原価に算入しております。

なお、これまでの要員の効率化に加え、この先3ヵ年においても更なる効率化に取り組むことにより、在籍人員ベースでの一人あたり販売電力量について、平成11年度末から平成27年度末にかけて24%程度生産性を向上する見込みであり、電力各社の平均と比較しても劣後していないものと考えております。

<第13回 電気料金審査専門委員会 資料8-2 P.15>

(平成24年12月26日)



在籍人員数(人)	25,979	22,116	21,845
販売電力量 (億kWh)	1,404	1,460	1,459

(2) 雑給の中に顧問やOBなどへの支払いで原価算定に入れるべきでないものが含まれていないか。

顧問は、経営全般や特定の分野について専門的立場からの意見・助言をもらうほか、幅広い人脈を活かし、当社を代表して社外活動に従事してもらうため、必要に応じて委嘱しており、業務遂行上、必要な人員であると考えております。

なお、厳しい経営状況等を踏まえ、顧問の報酬についても、役員と同様20～30%を減額した水準で、原価に織り込んでおります。

(3) 雑給の内容を教えてください。

雑給は、社員以外の者に支払われる給与を整理しております。

具体的には、社員採用前の試用期間の者や、定年退職後の再雇用者、嘱託や顧問のほかに、育児等による退職後に再雇用した者、パート等の給与を、原価に織り込んでおります。

(4) 関連会社の役員を兼務している関電役員に関連会社での報酬につき、「手当程度」との説明があったが、金額を示していただきたい。

グループ会社の役員兼務分の報酬は、グループ会社ごとの自主的な判断で支払っているものですが、その額は日当程度もしくは無報酬であります。

なお、具体的な金額については、プライバシーの観点から、回答を差し控えさせていただきます。

(5) 前会長の退職金が10億円位という話題があったが、事実であるか。事実でないとすれば、実際の金額を示していただきたい。公的企業として、役員退職金の適正水準についてどのように考えているか。

役員退職慰労金制度は、平成18年6月に廃止しており、今回申請の原価に、役員退職慰労金は織り込んでおりません。

なお、役員退職慰労金の具体的な支給実績については、プライバシーの観点から、回答を差し控えさせていただきます。

2. 調達について

(1) I P P事業者の参入可能性も踏まえた送電網整備計画や既設発電所のリプレースにおける入札は料金に反映されているか。

送電網の整備につきましては、従来から、需要や電源開発の動向等を踏まえつつ、安定供給の確保、経済性、環境変化への柔軟性を考慮し、設備形成を行っておりますが、昨年11月の申請時点では「I P P事業者の参入可能性も踏まえた」具体的な工事計画はなく、料金原価には算入しておりません。なお、新規電源開発に伴う送電網の整備につきましては、発電事業者からの連系申込等に基づき、最適な設備形成を具体的に検討することになります。

既設発電所のリプレースを含めた火力の高効率化に向けて、従来から、高経年化対応、競争力強化の観点から、高効率のL N Gコンバインドサイクルや石炭火力プラントの開発・導入に取り組んできております。

昨年11月の申請時点では、姫路第二発電所の設備更新工事以外に具体的に決定した計画はなく、料金原価には算入しておりませんが、今後の新規開発・リプレースについても引き続き検討を進めるとともに、新しく導入された火力入札制度の活用についても検討していきたいと考えております。

3. 燃料費、購入電力料

(1) L N Gの調達に関し、原価査定期間を超えて長期契約期間中にあるものの中で、中途解約してもなお効率化が認められるものがないか調査し、詳細な収支・損益を見込んで原価算定に反映させることはできないか。

L N G長期契約において、契約期間中の中途解約については、不可抗力が長期間継続する場合や、債務不履行等の特別の場合を除き不可能となっております。仮に不可抗力以外で引き取りを行わない場合は、契約未達数量はテイクオアペイ（引き取らない場合も支払い義務あり）と定められており、支払総額は減少しません。従って、中途解約によって効率化につながるとは考えられません。

(2) 他社購入電源取引において、契約更新時期が到来するものについては、減価償却期間を終えた、または終えつつある施設についてはそれを踏まえた料金となるよう契約の見直しを交渉するなどにより、追加コスト削減を適正に見込めないか。

当社はこれまでも契約更改等において、各事業者に対し価格低減交渉を実施してきており、今回の原価算定に際しても、契約更改時に費用削減に向けた交渉を行うことによるコスト削減効果を織り込んでおります。

(具体的な織込み内容)

- ①これまでと同様、固定費用の削減に向けた交渉を進めることによるコスト削減を織込み（66億円）
- ②特に当社並みの効率化を求めるべきと考えられる費用（人件費・修繕費・諸経費等）について、更なるコスト削減を織込み（30億円）
- ③広告宣伝費・寄付金・団体費等を契約更改のタイミングで全額カット（2億円）

<第12回 電気料金審査専門委員会 資料10-2 P.7>

(平成24年12月12日)

(億円)

項目	H25年度	H26年度	H27年度	3カ年平均
①固定費用の削減交渉	61	67	70	66
②効率化余地のある費用に関する費用低減交渉	26	31	32	30
③寄付金等一部費用のカット	2	2	2	2
合計	90	100	104	98

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(3) 最大要因である発電コストが、最も効率的に発電されているか発電所の燃料別発電コスト実績を時々刻々情報開示し、効率的発電をすることはできないか。

効率的な発電とは、想定される需要に対して、発電燃量単価の安い電源が最大限活用されている状況であると考えております。このような考え方をメリットオーダーといいます。

供給電力量には、水力や原子力、太陽光などの受電パターンが調整できない固定的な電源があります。これらについては、メリットオーダーで配分する前に電力量を配分します。

その後、年間の受電可能電力量に制約があるものの、受電パターンが変更可能なIPPなどの電源と、需給状況に応じて発電することが可能な自社火力をメリットオーダーの考え方により配分します。

この結果、今回の前提計画では、発電燃量単価が安い電源ほど運転中利用率※が高くなっており、効率的な発電計画になっていると考えております。

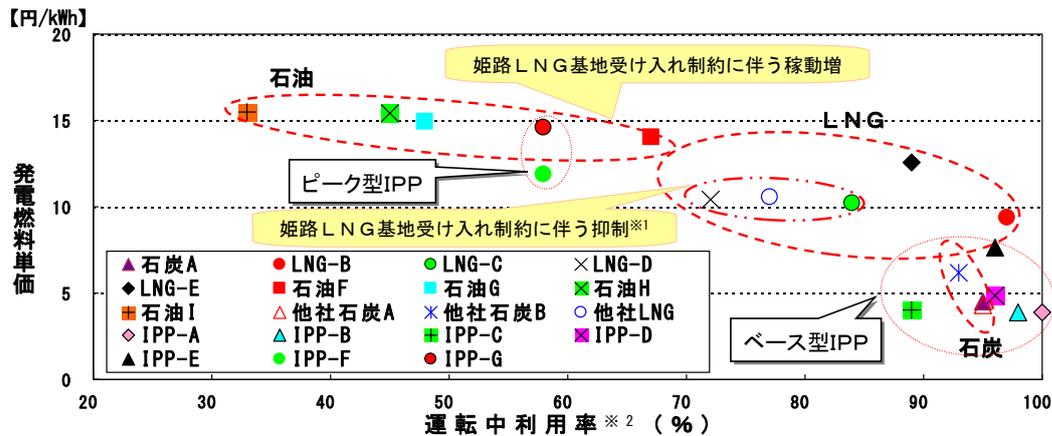
なお、火力発電所の運用計画や実績などを公開することは、日々の限界費用が類推されることとなり、今後の電力購入や電力販売、燃料の調達価格決定に影響を及ぼす可能性があるため、ご容赦いただきたいと考えております。

※運転中利用率は、作業などで停止している期間を除いた発電可能時間に対して、実際に発電する時間の割合を示したものです。

(平成24年12月26日)

H25-27年度におけるメリットオーダー(IPP含む)

- ・ 運転中利用率と発電燃料単価は相関関係にあり、基本的に発電燃料単価の安い火力機を最大限活用するメリットオーダーの考え方にもとづき、供給電力量を配分している。
- ・ ただし、原子力利用率が低いため、火力発電量が大幅に増えた結果、姫路LNG基地の取扱枠の上限に達するLNG火力機が発電電力量が抑制され、一方で石油火力機が発電電力量が増加している。
- ・ IPPは、原子力利用率が低いため、契約にもとづく変動範囲内の上限での利用率となっているが、メリットオーダーとなるように配分している。
- ・ メリットオーダーの対象は、需給に応じて発電量を増減することが可能な銘柄である。
- ・ 従って、自家発などの需給に応じて発電量を増減することが出来ない銘柄は対象としていない(IPPは、全銘柄を対象としている)。



※1 姫路LNG基地の取扱枠：390万t (LNG取扱枠に関する行政との取り決め)

※2 発電電力量を「補修による停止期間を除いた時間×発電出力(コンバインドサイクル等は大気気温による出力低下を考慮)」で除した値(%)

4. 電灯需要の伸び予測、最大電力量想定と節電予測、供給予備力について

(1) スマートメーターを活用したデマンド・レスポンスについては、実証研究・検討等を経て今後、導入が見込まれるものであるため、いずれも現在、需要想定には織り込まれていないようであるが、スマートメーター導入による検針費用の削減シミュレーションを示していただきたい。

スマートメーターの設置により、お客さま敷地内のメーター際まで足を運んで指示数を目視する作業や、検針ハンディターミナル（指示数を入力する手持ちの端末）への入力作業等が効率化されます。

また、現状ではご利用いただいているお客さまは少ないですが「はぴeみる電（検針票のWEB通知サービス）」をご利用になる場合は、検針結果のお知らせを発行する作業や玄関先の郵便受けに投函する作業についても効率化されることとなります。

以上を踏まえ、平成25年度～27年度の3カ年において約23億円のコスト低減を見込んでおります。

<第14回 電気料金審査専門委員会 資料7-1 P.19>

(平成25年1月10日)

			H25年度	H26年度	H27年度	
検針費用	効果織込前	百万円	8,568	8,591	8,600	
	効果織込後	百万円	8,081	7,849	7,537	3カ年計
	導入効果	百万円	▲488	▲741	▲1,062	▲2,291

※検針費用については、委託検針分(人件費にて計上)と法人委託検針分(委託費にて計上)の合計値を記載している。

※検針費用におけるスマートメーター導入の効果については、検針票WEB化(はぴeみる電)により最大限の効果が得られるため、「スマートメーター導入+検針票WEB化」効果を前提に算定している。

※四捨五入処理に伴い、金額合計等は必ずしも一致しない。

※原価上の想定方法であり、想定しうる最大限の効果を織り込んでいる。

(2) スマートグリッドシステムを展望するスマートメーターの導入は、ピークカット効果を見込むべきではないか。関西電力は、料金算定期間である 27 年度までに高圧では 9 割強に配備する計画（低圧は約 4 割）で総需要に対する割合としては約 7 割、九州電力は、高圧は全数（低圧は約 1 割）で総需要に対する割合は約 6 割強とされていることから、ピークカットシステムを効果に見込むべきであり、3 か年の需給計画を修正すべきではないか。

スマートメーターを設置したことによる需要抑制効果の影響を把握することは困難であり、定量的にお示しすることは出来ませんが、過去の最大電力および電力量の実績の中に含まれており、先行きの想定においても、過去の実績傾向並みに織り込まれていると考えております。

なお、仮に、全てのお客さまがスマートメーターを設置され、且つすべて時間毎の使用実態等の「見える化」ができる環境が整ったという前提で試算すると、スマートメーターの設置拡大により、将来的には▲27万kW程度の効果があるものと考えております。引き続きデータを蓄積し、知見を蓄えてまいります。

<第13回 電気料金審査専門委員会 資料5-1 P.15>

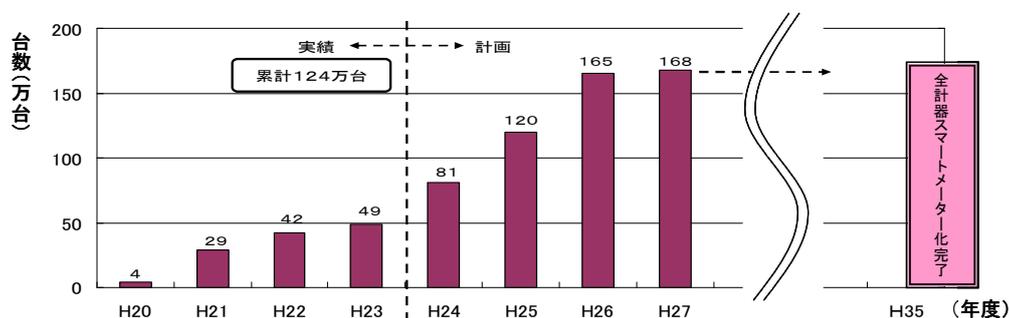
(平成24年12月26日)

・すべてのお客さまがスマートメーターを設置され、且つすべて「見える化」ができる環境であるという前提で試算をすると、スマートメーターの設置拡大により、将来的には**27万kW程度**（※）の需要抑制効果が見込めるものと考えている。【H27年度末：13万kW程度（設置台数633万台）】

※「見える化」が可能な一般家庭のお客さまの内、スマートメーター設置のお客さまとスマートメーター非設置のお客さまの今夏における需要抑制効果の差【▲3.4%】×節電継続率【家庭用：8割】×今回料金改定における夏季ピーク時間での低圧分野の想定最大電力【998万kW】

(スマートメーター設置による今夏の需要抑制効果は、限られたサンプルデータによる推定値)

【スマートメーター設置計画】



5. その他原価について

(1) 広報等に係る普及開発関係費は、関西電力 88 億円、九州電力 27 億円で申請されている。東京電力の 25 億円よりも多く、部門構成の違いを調整した資源エネルギー庁の試算では、関西電力は東京電力の実に 7.5 倍、九州電力は 3.7 倍のコストを算入している。審査要領では「公益的な目的から行う情報提供については、原価に算入することを認める」とされているが、公益的な目的に適うものであることについて、消費者の納得を得られているか。消費者の納得を得るためにどのような説明を行っているか。

他社の普及開発関係費の詳細については存じ上げておりませんが、一般電気事業供給約款料金審査要領（平成 24 年 3 月 30 日）には、「インターネットやパンフレット等を利用した電気料金メニューの周知、需要家にとって電気の安全に関わる周知、電気予報等需給逼迫時の需要抑制要請といった公益的な目的から行う情報提供」といった費用について、原価算入を認めると記載されております。

当社においては、需給安定化に向けた取組みを徹底することが最優先課題であると考えており、お客さまに対する節電・省エネに係る情報提供や、省エネコンサルティング活動など、節電の実効力確保に向けた取組みに係る費用等を、精査、厳選のうえ算入しております。

なお、具体的な内容については、申請以降、電気料金審査専門委員会や消費者委員会等の場において、ご説明させていただいており、引き続き、お客さまのご理解を賜れるよう、ご説明に努めてまいります。

<第 14 回 電気料金審査専門委員会 資料 4-1 P.19> (平成 25 年 1 月 10 日)

(単位：百万円)

分類	主な業務	概要	H25-H27 平均
電気料金関連の周知	家庭分野における電気料金の周知	新たに電気をご使用になるお客さまへの電気料金メニューのご案内リーフレットの作成や、電気料金の仕組みやメニュー等に係る周知活動	776
	業務用・産業用のお客さまにおける電気料金の周知	各種契約や電気料金に係るご案内パンフレットの作成、最適料金メニューのコンサルティング活動	
電気の安全に係る周知	電気事故防止の周知活動	お客さま設備の電気事故防止やクレーン等の当社配電設備接触による電気事故防止の周知活動	236
	お客さま設備の不具合時緊急訪問	危険性や緊急性を伴うお客さま設備の不具合発生時における最低限の初動対応業務	
節電・省エネ、需要抑制関連	節電・省エネ、需要抑制に関する情報提供	省エネに関する各種情報の発信、電力需給逼迫の恐れがある場合のお客さまへの節電のお願いの発信、および供給力確保に関わる状況の発信	5,141
	節電・省エネ、需要抑制に関するコンサルティング活動	各種ツールを活用した節電・省エネ、負荷準化料金メニューに関するコンサルティング活動	
その他公益的情報提供	ホームページ等運営 公益的情報発信ツール作成	広々様々なお客さまに情報発信ができるホームページの運営費用や広報誌の発行	863
	お客さまとの対話活動	地域社会のみならずお客さまからご意見・ご要望をお聞きし、当社の事業活動への理解を深めていただく活動	
発電所立地に係る理解促進活動	PR館運営や発電所見学会、パンフレット・映像の制作	発電所を円滑に運営し電力の安定供給を図るため、原子力や火力・水力による発電のしくみや役割等について、広くお客さまにご理解をいただくための活動	1,859
合計			8,874

(2) 研究費として整理される電力中央研究所の一括分担金のように、一般電気事業者間で販売電力収入等一定の比率により各社の負担額が定まるものについては、個別の研究内容を確認できず査定が行えない場合には、原価算入を認めることは適当ではない（「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告書より）と考えられる。分担金の詳細を教えてください。

電中研分担金については、一定の比率によって算定した分担額ではなく、個別の研究件名毎に研究内容及びそれに必要な費用を確認し、原価算入しております。

なお、従来から、電力中央研究所の研究計画に関しては、技術分野ごとの情報共有・意見交換を定例的に行っており、研究件名ごとに仕様の見直し※を行うなど、可能な限りの費用圧縮に努め、効率化を図っております。

また、電力中央研究所全体の人件費や経費等におけるコスト削減の実態については、評議員の立場で確認しており、平成23年度は経常費用が対前年度比5.1%の減少となっております。

※研究仕様の見直し：シミュレーション技術の高度化や適用範囲の拡大による実験ケースの削減など。

<第13回 電気料金審査専門委員会 資料8-4 P.9> (平成24年12月26日)

<今回織り込み額>

(単位:百万円、件)

<原価カット>

(単位:百万円)

	金額 (H25~H27)	件数	主な研究内容		削減額 (H25~H27)	原価カット理由
水 力	133	31	ダム流域土砂管理のための統合システム開発(38百万円:5件)	需要創造関連	224	給湯器やIH開発に係る研究など
火 力	932	119	火力発電所の高効率化研究(118百万円:8件)	機器開発関連	15	空調設備、照明器具といった機器開発など
原 子 力	1,541	180	経年軽水炉の健全性評価(279百万円:17件)	政策的研究	196	団体費的な性格を持った研究など
新 エ ネ	80	13	未利用炭素資源の利用技術評価(32百万円:2件)	環 境 関 連	63	温暖化対策など
送 電	325	45	送電設備の風雪害に関する研究(99百万円:3件)	そ の 他	250	喫緊性に乏しい研究など
変 電	330	26	機器短絡性能評価・大電流計測技術の高度化(148百万円:1件)	合 計	748	
配 電	366	35	次世代電力需給システムの高度化(95百万円:1件)			
給 電	311	44	太陽光導入下での既存電源と蓄電池の制御技術開発(113百万円:1件)			
販 売	83	9	省エネルギー化に向けた空調システム最適化(34百万円:2件)			
一 般 管 理	218	31	高性能二次電池技術の開発評価(85百万円:8件)			
合 計	4,320	533	電力中央研究所設定の研究:481件 受託研究:52件			

<第14回 電気料金審査専門委員会 資料4-1 P.22> (平成25年1月10日)

<情報共有・意見交換の具体例：電中研と全電力による電中研研究計画の検討>

- ・次年度以降の電中研の研究計画（全件名）について、技術分野ごとに電中研と電力各社が情報共有・意見交換を行う23の会議体を設置
- ・各会議体において、電中研は研究計画（全件名）の説明を行う。
- ・電力は電中研の研究計画（全件名）に対して意見出しを行い、電中研は電力の意見を反映した研究計画を策定している。
- ・活動スケジュールについては以下のとおり。



(3) 賃貸料が高額である。関連会社等が賃貸人、管理会社等となっていることがないか、削減のための効率化計画を示していただきたい。

賃借料については、契約先に関わらず、周辺物件の市場価格、市況価格、地価等との比較および法令や条例に基づいた単価を用いて算定しております。

また、社宅や寮の整備計画や、IT機器のサーバ統合等といった、効率化による削減額を賃借料に反映しております。

項目別の単価算定方法や賃料水準比較、契約更改プロセス、実績および料金原価の推移については、以下に記載のとおりです。

<第14回 電気料金審査専門委員会 資料4-1 P.13> (平成25年1月10日)

<算定方法>

(単位：百万円)

<賃料比較例>

当社本店ビルと近隣ビルの賃料比較

	H25-H27 平均	主な単価の算定方法
借地借家料	19,329	事務所用ビル等で利用している賃借料について、周辺の市場価格等を勘案して算定。
道路占用料	10,146	道路法によって定められた価格に基づき算定。
水面使用料	194	各自治体の条例によって定められた港湾区域の占用に関する占用料単価に基づき算定。
線路使用料	18,371	光ファイバ賃借について、NTT西日本の光ファイバの約款料金と比較して評価し、算定。
電柱敷地料	4,940	電気通信事業法の規定を準用する等して算定。
線下補償料	4,341	送電線の線下土地について、地価等に基づき算定。
機械賃借料	3,322	計算機等の機械賃借について、リース料の構成要素(取得価格、固定資産税など)を個別に評価し、算定。
雑賃借料	7,014	市況価格や、各自治体の条例等に基づき算定。
合計	67,657	

ビル名	竣工 年月	構造	単価(円/坪・月) ^{※1}		
			賃料	共益費	合計
関電ビル ディング	H16.12	S造 41F/B5	16,529	5,471	22,000
近隣 ビルA	H17.8	S造 28F/B2	19,000	4,298	23,298
近隣 ビルB	H11.3	S造 23F/B2	23,000	5,000	28,000
近隣 ビルC	H21.3	S造 35F/B2	23,000	5,000	28,000
近隣 ビルD	H24.10	SRC造 39F/B3	23,000	5,000	28,000
近隣 ビルE	H12.1	S造 23F/B4	20,000	5,000	25,000

※1. 近隣ビルの賃料・共益費は募集賃料等のデータ。

<第17回 電気料金審査専門委員会 資料7-1 P.37> (平成25年2月6日)

<本店ビル賃貸契約プロセス>

■基本情報

		竣工年月	構造
本店ビル		H16. 12	S造 41F/B5
同規模ビル	近隣同規模ビルA	H11. 3	S造 23F/B2
	近隣同規模ビルB	H12. 1	S造 23F/B4

■プロセス

※. 近隣同規模ビルの賃料は募集賃料等のデータより

		具体的内容	
新規契約	① 同規模ビル賃料調査※	・近隣同規模ビルA : 23,000円/坪 、近隣同規模ビルB : 22,000円/坪	
	② 契約条件等協議	・賃料単価や賃借期間等といった契約条件について、協議を実施。	
	③ 契約締結	・契約単価 : 22,000円/坪 、契約期間: 10年間(2年ごとに契約更改有)	
契約更改	④ 同規模ビル賃料調査※	H21更改 ()内は対前回契約更改	H23更改 ()内は対前回契約更改
		・近隣同規模ビルA : 27,000円/坪(125%) ・近隣同規模ビルB : 22,000円/坪(100%)	・近隣同規模ビルA : 28,000円/坪(104%) ・近隣同規模ビルB : 25,000円/坪(114%)
	⑤ 契約条件等協議	・賃料単価や延長期間等といった契約条件について、協議を実施。	
改	⑥ 契約更改	H21更改 ()内は対前回契約更改	H23更改 ()内は対前回契約更改
		・契約単価 : 22,000円/坪(100%)	・契約単価 : 22,000円/坪(100%)

定期的に周辺の賃料単価や相場変動等の調査を行い、変動等があった場合には協議により賃貸契約を見直し、契約更新を行うことで適正な水準となるよう努めております。(他ビルについても同様の考え方で実施。)

<賃借料における実績および、前回・今回の料金原価の推移>

(単位: 百万円)

	H20 改定	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 推定実績	今回改定			
							H25原価	H26原価	H27原価	H25-H27 平均
賃借料	71,773	73,429	72,403	72,150	71,169	70,543	67,657	67,680	67,635	67,657

(5) 日本原燃に関西電力が支出する積立金の中に、日本原燃が支出する寄付金・交際費・諸会費・広告宣伝費を関西電力の使用済み燃料再処理費として原価に算入している。日本原燃はその事業の取引先が電力会社であり、そこが寄付金等を原価算入しないのに、日本原燃が支出するのは迂回して電力会社が支払っているに等しく、不適切ではないか。

日本原燃の再処理積立金については、法令に基づき、毎年度事業者が届出を行い、経済産業大臣より積立額を通知されており、今回の申請原価は、その積立額に基づき、算定しております。

その通知された積立額には、日本原燃の事業に係る広告宣伝費、寄付金、団体費等が含まれており、これらの費用については、日本原燃が再処理等の事業運営に必要な費用として認識しております。

以上